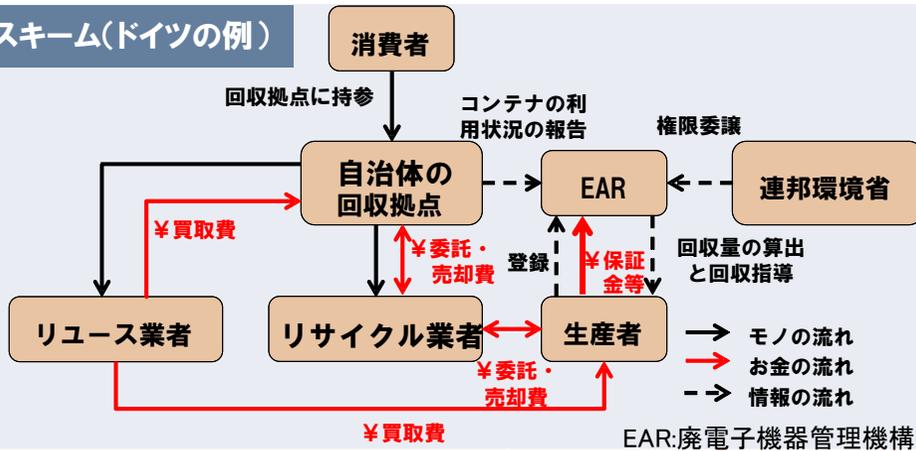


# 海外における家電リサイクル制度の概要

---

# (1)ドイツ 廃電気・電子機器法(ElektroG) (欧州WEEE指令)

## スキーム(ドイツの例)



## 対象

カテゴリー1.	大型家電製品
カテゴリー2.	小型家電製品
カテゴリー3.	情報技術(IT)・通信機器
カテゴリー4.	消費者機器
カテゴリー5.	照明器具
カテゴリー6.	電気・電子工具(大規模な据付型工具を除く)
カテゴリー7.	玩具、レジャー用品、スポーツ用品
カテゴリー8.	医療機器(移植された・感染したすべての製品を除く)
カテゴリー9.	モニター機器・コントロール機器
カテゴリー10.	自動販売機・自動現金引き出し機

## 項目

## 概要

### 費用回収方式

- ・消費者の排出時負担はなく、生産者が製品の販売量に応じて費用を支出
- ・販売量に応じて支出した費用が回収処理費用に充当

### 製品購入時のリサイクル料金表示の有無

- ・リサイクル料金は明示されていない

### 回収目標と回収率(定義)

- ・ドイツの2010年の回収量は8.8kg
- ※WEEE指令改正前においては、欧州WEEE指令の目標を適用(年間4kg/人)
- ・改正欧州WEEE指令では、以下の通り回収目標、回収率が設定
- ドイツ国内でも指令に基づき回収目標の検討が行われる見込み
- 2015年12月31日まで:住民1人当たり年間4kgまたは過去3年の平均回収量のいずれが多い方
- 2016年1月1日~2018年12月31日まで:年間45%(重量):加盟国において過去3年間に上市されたEEEの平均重量に占める回収済WEEEの総重量の割合
- 2019年1月1日以降:以下の1)または2)
- 1)年間65%(重量):加盟国において過去3年間に上市されたEEEの平均重量に占める回収済WEEEの総重量の割合
- 2)年間85%(重量):加盟国において発生したWEEEの量に占める回収済WEEEの総重量の割合

### リユース還付

- ・規定なし

### 既販品への対応

- ・当該年に排出されたWEEEについては、既販品であっても生産者が支払う費用でリサイクル費用が賄われている

### 倒産対応

- ・生産者は倒産した場合でも製品の処理義務を遂行できるよう、EAR登録時に銀行等の証明を取得
- ・生産者は、保証金等を所轄官庁へ支払う義務を負う

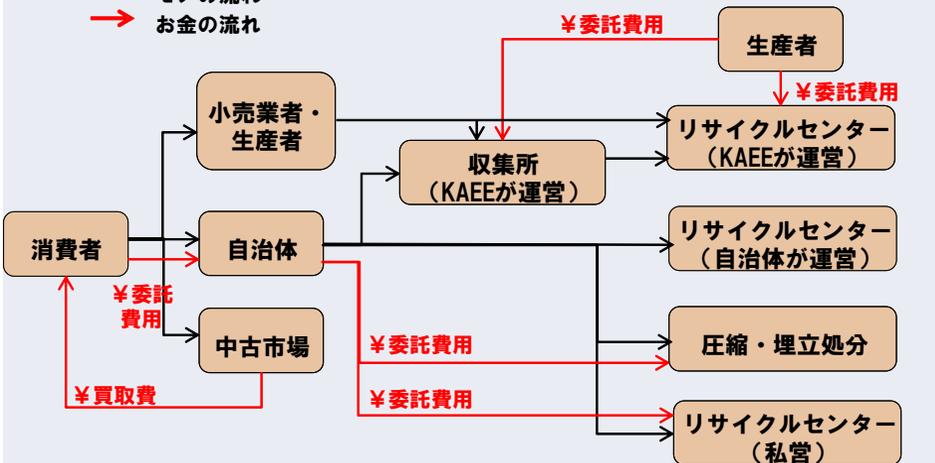
### 収集運搬費用の取扱い

- ・回収拠点までの収集運搬費用は消費者が負担
- ・引渡費用は無料(自治体が各消費者の居住地まで回収しに行く場合は消費者が負担)
- ・回収拠点から処理拠点までの収集運搬費用は生産者が負担
- ・自治体や小売業者が独自に処理を行う場合は自治体・小売業者が負担

## (2)韓国 電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律

### スキーム

→ モノの流れ  
 → 金の流れ



KAEE:韓国電子産業環境協会(生産者団体)

### 対象

- ・エアコン
- ・テレビ
- ・冷蔵庫
- ・洗濯機
- ・パソコン(モニタ及びキーボードを含む)
- ・オーディオ(携帯用を除く)
- ・携帯電話(電池及び充電器を含む)
- ・プリンター(交換用インクカートリッジ及びトナーカートリッジは材質・構造による)
- ・複写機(交換用トナーカートリッジは材質・構造による)
- ・ファクシミリ(交換用トナーカートリッジは材質・構造による)
- ・自動車

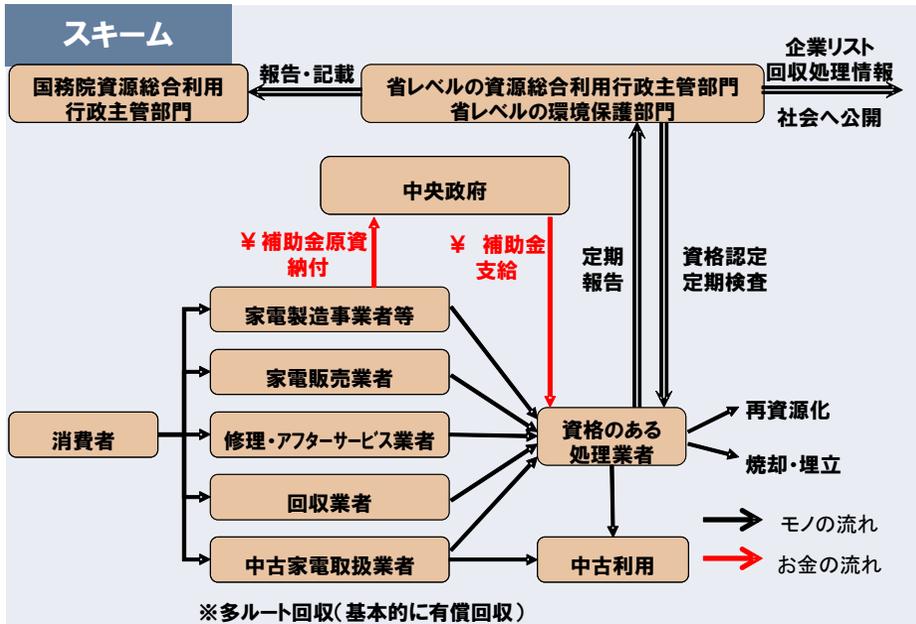
※対象製品の категорияは10品目であるが、詳細品目は25種となる

### 項目

### 概要

項目	概要
費用回収方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者又は生産者団体(KAEE)が基本的に回収・リサイクル費用を負担</li> <li>・自治体が独自に回収・リサイクルを実施する場合は独自予算で負担</li> </ul>
製品購入時のリサイクル料金表示の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル料金は明示されていない</li> </ul>
回収目標と回収率(定義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年時点で1人あたり2.5kgであったリサイクル量を、EUの水準である4kg以上に段階的に拡大していく計画</li> </ul>
リユース還付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>
既販品への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年に排出された廃電気・電子機器については、既販品であっても生産者が支払う費用でリサイクル費用が賄われている</li> </ul>
倒産対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>
収集運搬費用の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が新たな電気・電子機器を買い替える際には、生産者・小売業者が無償で廃電気・電子機器を引き取り、その後の収集運搬費用は生産者が負担</li> <li>・消費者が自治体に引き渡す際には、消費者が手数料を支払う。手数料は自治体から委託リサイクル業者までの運搬費や独自処分費用に充当</li> </ul>

# (3)中国 廃棄電気電子製品回収処理条例



対象 (第一次リスト)

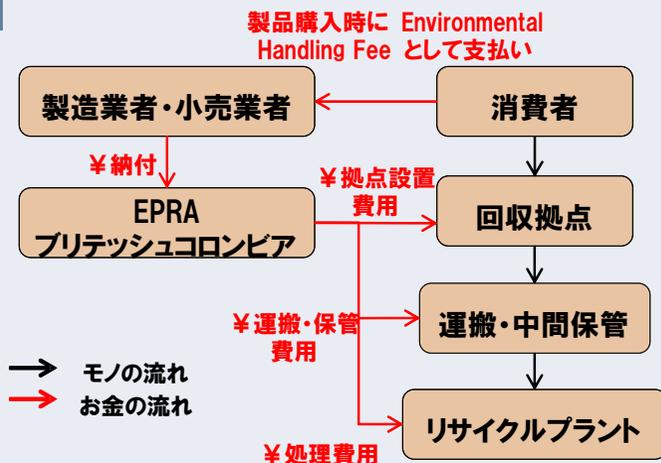
テレビ	ブラウン管テレビ(白黒、カラー)、プラズマテレビ、液晶テレビ、リアプロジェクション及びその他の方式の信号を受信して映像と音声を出力する端末設備
冷蔵庫	冷蔵冷凍庫、冷凍庫、冷蔵庫及びその他の保冷システム、エネルギーを使用して冷気を得る冷蔵庫
洗濯機	タテ型洗濯機、ドラム式洗濯機、攪拌式洗濯機、脱水機その他機械作用により衣類を洗う機器(乾燥機能を兼ねるものを含む)
エアコン	一体型エアコン(窓用エアコン、壁掛け式等)、分離式エアコン(分離壁掛け型、分離床置き型等)、セントラルエアコンその他制冷量14000w以下のルームエアコン機器
パソコン	デスクトップ型パソコン(本体・ディスプレイ分離型、一体型、キーボード、マウス)、携帯型パソコン(パームトップパソコンを含む)等の情報処理機器

項目	概要
費用回収方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の排出時負担はなく、生産者が製品の販売量に応じて費用を支出</li> <li>・販売量に応じて支出した費用がその年の回収処理費用に充当</li> <li>・政府が補助金として管理</li> </ul>
製品購入時のリサイクル料金表示の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル料金は明示されていない</li> <li>・生産者が支出する金額は明示されている</li> </ul>
回収目標と回収率(定義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>
リユース還付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし(電気電子製品生産者等が自ら回収した場合は、既に納付した補助金分が還付される)</li> </ul>
既製品への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年に排出されたWEEEについては、既製品であっても生産者が支払う費用でリサイクル費用が賄われていると推測</li> </ul>
倒産対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年に排出されたWEEEについては、倒産した企業分についてもその他の生産者が支払うリサイクル費用で賄われていると推測</li> </ul>
収集運搬費用の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収ルートは様々であるが、回収拠点までの収集運搬費用・回収拠点からリサイクル拠点までの収集運搬費用は、回収業者、処理業者が負担と想定(条例でも補助金の使用範囲として廃電気電子製品回収処理費用と明示されているため、電気電子製品生産者等が納付する補助金にて賄われているものと想定)</li> </ul>

# (4)カナダ(ブリテッシュコロンビア州) Recycling Regulation

## スキーム

※EPRAのリサイクルプログラム(テレビ等が対象)の場合



EPRA:生産者責任機構

## 対象

	対象製品	リサイクルプログラム開始時期
フェーズⅠ	テレビ、PC、PCモニター、キーボード、マウス、その他周辺機器、プリンター	2007年
フェーズⅡ	オーディオ・ビジュアル、コンシューマ機器、サーモスタット、携帯電話、住宅用蛍光灯、同製品に使用されるバッテリー	2010年7月1日
フェーズⅢ	煙探知器、同製品に使用されるバッテリー	2011年4月1日
フェーズⅣ	小型家電、同製品に使用されるバッテリー	2011年10月1日
フェーズⅤ	自動販売機、電気電子用具、IT・通信機器、大型家電、照明器具、医療機器、監視・制御装置、玩具、レジャー、スポーツ用品、同製品に使用されるバッテリー、E-waste付属品	2012年7月1日

## 項目

## 概要

費用回収方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者は対象製品購入時に、リサイクル料金を支払う</li> <li>消費者が支払ったリサイクル料金がその年の回収・リサイクル費用に充当</li> <li>生産者責任機構(EPRA、MARR等)がリサイクル料金を管理</li> </ul>
製品購入時のリサイクル料金表示の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブリテッシュコロンビア州では、リサイクル料金は明示され、製品価格に上乗せ又は別途徴収されているケースが多い</li> <li>他州ではリサイクル料金の外部化が禁止されているケースもある</li> </ul>
回収目標と回収率(定義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブリテッシュコロンビア州のEPRAプログラム(テレビ・PC等が対象)では、2011年からの3年間の年平均回収量目標を18,000トンと設定</li> <li>MARRプログラム(大型家電が対象)の2012年からの2年間の回収率目標(=回収済製品の推定重量÷回収可能な製品の推定重量)を75%と設定</li> </ul>
リユース還付	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>
既販品への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年に排出されたWEEEについては、既販品であってもリサイクル料金で賄われている</li> </ul>
倒産対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象製品であれば孤児製品も回収される(リサイクル料金は孤児製品も含めた処理費用を賄うことができるよう設定)</li> </ul>
収集運搬費用の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者は自ら回収拠点に持ち込む</li> <li>有料で回収を行う業者も存在</li> </ul>